

令和4年

桑折町農業委員会会議録

第9回総会

令和4年9月16日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時- 令和4年9月18日 午後3時10分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清 (欠席)	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七 (欠席)
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫 (欠席)

農地利用最適化推進委員

桑折地区 井浦 成晴 万正寺・平沢地区 佐藤 正幸
伊達崎・下郡地区 亀岡 範彦 伊達崎・下郡地区 石幡 弘実
南半田地区 横山 正春

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員7名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員5名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之

係 長 吉 田 安 孝
主任主査 松 原 義 行
農業振興調整官 荒 川 光 弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

職務代理者	<p>本日、会長が欠席しておりますので、桑折町農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、会長職務代理者である私が議長の職務を行います。</p> <p>ただ今から令和4年第9回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は10名中7名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。</p> <p>まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
職務代理者	<p>それでは議事録署名委員を指名いたします。</p> <p><u>2番 蓬田 浩幸 委員</u></p> <p><u>3番 氏家 浩 委員</u> を指名いたします。</p>
職務代理者	<p>それでは、総会日程第2の報告第5号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第5号、農地法第4条届出 整理番号1を朗読後、説明】</p> <p>詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。</p> <p>市街化区域内の農地について、1件の届出がありました。</p> <p>内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務処理規定に基づき専決により受理したため報告します。</p>

職務代理者 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

職務代理者 特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

次に、議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第16号、農地法第3条 整理番号2、3を朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号2につきまして、申請地はこれまで譲渡人が耕作していた農地です。

今回の使用貸借権設定により、譲受人は新規就農者として農地を取得し、耕作、管理する計画です。

譲受人が引き続き耕作することになりますので、営農に影響はないものと考えます。

整理番号3につきまして、申請地は譲受人の農地に隣接している農地です。

今回、譲渡人の高齢による規模縮小のため譲受人へ移転するもので、譲受人は農地の集積による規模拡大となります。

譲受人が引き続き耕作することになりますので、営農に影響はないものと考えます。

整理番号2、3ともに3条許可要件をすべて満たしていますので問題はないと考えます。

職務代理者 ただいまの説明に関連して、整理番号2の地区担当である 石幡 弘実 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡委員 整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地は、所有者である譲受人が、現在も適切に管理し、耕作している農地です。

今回、整理番号2の農地を新規就農者の方のための農地として使用することに

りましたが、これまでと同様に耕作することが確実と思われま

また就農される方も、将来規模拡大を目指している意欲のある方であり、協力者も多数いることから特に問題はないと考えます。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思

職務代理者

ありがとうございます。続いて整理番号3について地区担当である 井浦 成晴 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地は譲受人が耕作している農地の隣接地になります。

今回、整理番号3の農地を取得しても、自己所有農地に隣接し一体化しているため、周辺の農地に影響を与えるのではなく、今後も耕作することが確実と思われま

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思

職務代理者

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願

(質問発言なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたしま

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理者

全員賛成ですので、議案第16号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を

議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第17号、農地法第5条、整理番号4を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

申請地は、山間部にある狭小な農地で第2種農地となります。

今回、露天資材置き場への転用となりますが、土砂流出に対しては土留めを行い流出がないように施工することとしています。

今回転用しても、周辺に農地が少なく土砂流出についても処置を行うとのことから、問題はないと考えます。

職務代理者

ただいまの説明に関連して、整理番号4の地区担当である 横山 正春 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

横山委員

整理番号4について、現地を確認してきました。

現地は、道路沿いにありますが、面積が小さいため耕作が厳しい農地です。

今回の転用により資材置き場にした場合懸念されるのが土砂流出です。

申請された計画では、山間部のため道路や水路への土砂流出について被害が生じないように、転圧や土留めを行うことで被害発生を防ぐとしており、十分な注意と管理を行うとのことでした。

また、資材置き場へ転用しても、周辺には農地が少なく影響はないものと考えます。

職務代理者

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理者

全員賛成ですので、議案第17号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第18号、農業経営基盤強化促進法 整理番号5、6（所有権移転）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会で説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号5、6の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

職務代理者

ただいまの説明に関連して、整理番号5の地区担当である 亀岡 範彦 推進委員から、現地の補足説明をお願いします。

亀岡委員

整理番号5について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が耕作している農地に隣接している農地です。周囲を農地に囲まれているため、農地を通らないと管理できない農地でもあります。

今回の移転で譲受人が同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われれます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

職務代理者

ありがとうございます。続いて整理番号6の地区担当である 佐藤 正幸 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

佐藤委員

整理番号6について、現地を確認してきました。

申請地は、譲渡人が相続により取得した農地です。現在は畑地化しており、柿が栽培されております。

今回、譲受人の自宅から近距離の農地を取得することで、同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま
す。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の
確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

職務代理者 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願
います。

(質問発言なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたしま
す。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い
します。

(全員挙手)

職務代理者 全員賛成ですので、議案第18号は、原案のとおり決定いたしました。
以上を持ちまして、9月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。
令和4年第9回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時23分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月16日

桑折町農業委員会会長職務代理者

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人